

## 39 東日本大震災における酒類業者に対する復興支援策

### 酒類の安全性確保

- 国内全ての酒類製造者に対して、放射能汚染防止のための技術情報を提供
- 酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水について、放射性物質に関する調査を実施

### 輸出証明書の発行

- 我が国からの輸出用酒類について、証明書（製造日証明、製造地証明、放射能の検査証明）を発行

### 免許手続等の特例

- 特例として、以下の手続等について、弾力的取扱いを措置
  - ・被災した酒類製造場等に係る免許等の手続
  - ・被災酒類に係る酒税相当額の還付手続

### 酒税の軽減

- 東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた中小酒類製造者について、酒税の軽減割合を拡充（20%軽減 ⇒ 25%軽減）
  - 対象者：清酒等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法 87 条）の適用を受けている中小酒類製造者のうち、酒類の製造場について甚大な被害を受けた者（前年度の課税移出数量が 1,300 kℓ以下）
    - ※ 甚大な被害を受けたことについて国税庁長官が確認
  - 対象酒類：清酒等に係る酒税の税率の特例の対象酒類
  - 適用範囲：当年度の課税移出数量の 200 kℓまで
  - 適用期限：平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（6.25%）  
（軽減割合）平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（5%）

### **復興支援研修会の開催**

- 中小企業診断士等の専門家を講師として、中小企業庁が実施している各種震災関連支援施策の紹介やその具体的な活用方法などをテーマとした、復興支援研修会を開催

### **中小企業向け施策の効果的活用に向けた支援**

- 中小酒類業者が活用可能な各種中小企業施策（中小企業等復旧・復興支援補助、東日本大震災復興特別貸付等）に関する情報提供をきめ細かく実施
- 各種中小企業施策の活用に関する相談に対し、関係行政機関と協調して、復興事業計画の作成支援等を含め適切に対応

## 40 放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策

平成 23 年 9 月  
国税庁

国税庁では、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、独立行政法人酒類総合研究所と連携しながら、以下の施策を実施します。

酒類の原料となる農産物等については、地方公共団体において放射性物質に関する検査が実施されているものと承知しており、また酒類において暫定規制値を超過する放射性物質はこれまで検出されておりませんが、食品の安全性に対する国民の皆様の高い関心を踏まえ、所掌事務の一つとして酒類の安全性の確保に関する事務を行っている国税庁として、酒類の安全性の確保に万全を期す必要があることから、施策を実施するものです。

- 1 国内全ての酒類製造者に対して、放射能汚染防止のため遵守すべき事項や、放射線に関する基礎知識などの技術情報を提供します。

次の冊子等を、酒類製造者に提供します。

- ・リーフレット「放射能汚染防止の基本」
- ・冊子「放射性物質からお酒を守るために ～酒類製造者の皆様へ～」

- 2 酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します。

(別紙) 酒類等安全確認調査の実施について

- 3 安全な酒類製造を進める上での技術的疑問点などについては、所管の国税局鑑定官室（沖縄県においては、沖縄国税事務所間税課鑑定官）において技術相談に応じます。

(参考情報)

独立行政法人酒類総合研究所では、酒類及び酒類製造に関する物品（原料、副製品、醸造用水等）について、放射性物質の受託分析を実施します。また、酒類製造過程における放射性物質の挙動に関連する研究を実施します。

## 酒類等安全確認調査の実施について

国税庁では、放射性物質に対する酒類の安全性確保のため、酒類製造場内にある出荷前の酒類及び醸造用水の放射性物質に関する調査を実施し、酒類の安全性を確認します。

### 1 確認方法

試料の放射能分析を行い、食品衛生法に定める暫定規制値以下であることを確認します。

(参考) 食品衛生法に定める飲料水の暫定規制値

放射性セシウム 200 Bq/kg 放射性ヨウ素 300 Bq/kg

なお、厚生労働省によりますと、酒類については食品衛生法の「暫定規制値」のうち、飲料水の暫定規制値が適用されるということです。

### 2 試料

国税局（沖縄国税事務所を含みます。以下同じ。）において対象製造場を選定し、酒類製造者の同意を得て、提供いただいたものを用います。

### 3 対象酒類

酒類の品目により製造される時期が異なることを考慮して、以下のとおり時期を分けて対象酒類を設定します。

時期	対象酒類
第1期（10月）	果実酒
第2期（11月）	清酒
第3期（12月～24年1月）	（2期に分けて実施）
第4期（24年2月）	果実酒及び清酒以外の酒類

（このほか、必要に応じ対象を追加する場合があります。また、具体的な実施時期は、国税局により若干異なります。）

### 4 対象製造場の選定方法等

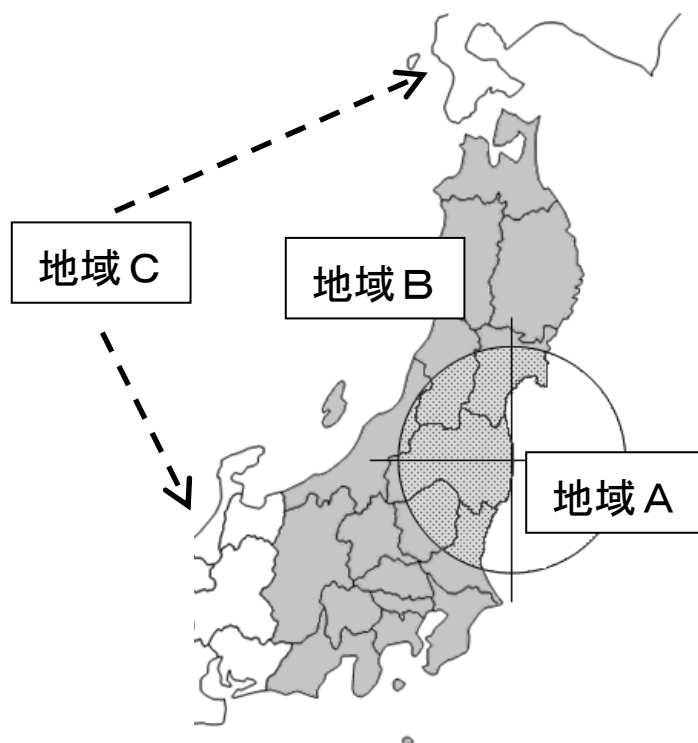
以下の基準により無作為抽出、あるいは地域内全製造場を対象として、対象酒類の製造免許を有する製造場の中から選定します。

なお、地域A及び地域Bにおいて、製造過程で醸造用水を使用する酒類については、試料のうち1点は醸造用水を提供していただきます。

地域	選定する製造場の割合	1場あたり分析点数
地域A（福島第一原子力発電所から150キロ以内）	全製造場	4点
地域B（17都県（注）のうち、地域Aを除く）	概ね4割	3点
地域C（その他の道府県）	概ね2割	2点 （醸造用水は対象としない）

（注）「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部）に定める対象自治体（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県）をいいます。

(参考) 地域区分図 (東日本を拡大)



## 5 結果の取扱い

個々の分析結果は、「酒類等の分析報告書」として試料を提供いただいた酒類製造者に連絡するほか、全ての結果は取りまとめた上、国税庁ホームページで公表します。

また、食品衛生法における国内流通食品の指導・監視機関である地方公共団体にも、提供します。